

第3節 安全で利便性の高い都市基盤の充実



現状

- 都市計画道路*は20路線で、総延長が約38,700mあり、令和3年度(2021年度)現在の整備済延長は26,620mで、整備率は68.8%となっています。
- 市道の維持補修は、幹線道路などの優先順位の高い路線から整備を行っています。
- 公共交通機関の一つであるJR五日市線の1日平均の乗車人員は、平成20年度(2008年度)以降おおむね減少傾向であり、令和2年度(2020年度)の市内5駅合計の1日平均の乗車人員は、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、15,961人となっています。
- 高齢化や人口減少などにより、公共交通の空白地域を中心に交通弱者が増加することが予想されます。このため、市では、公共交通実証実験等を通じて、持続可能な公共交通網の構築に向け、公共交通の整備手法などの検討を進めています。
- 公共下水道の令和3年(2021年)3月31日現在の整備率は、都市計画決定面積約1,659haのうち、80.47%(約1,335ha)となっています。
- 市内には、秋川、平井川及び多摩川の3水系並びにその流域が存在し、国、東京都及び市の河川管理者により、治水対策のほか、水質汚濁の防止を進めるとともに、親水*や生態系*の保全といった市内河川に有する機能に着目した維持管理を行ってきました。

課題と対応の方向性

- 東京都における都市計画道路*の整備方針に基づき、幹線道路網の骨格となる都市計画道路*の整備が必要です。
- 市内外を結ぶ幹線道路や地区の幹線道路、生活道路など、体系的な道路網を構築し、それぞれの機能に応じた整備を進めていく必要があります。
- 道路の舗装・付属物の老朽化により、歩行者や自転車、自動車の通行に支障が生じることがないように、維持補修の充実が必要です。
- 公共交通の利用者の減少は、運行便数に影響を及ぼす可能性があることから、公共交通の維持に向けて、利用者の増加に向けた取組が必要です。また、利用者の利便性の一層の向上や輸送力の強化に向け、公共交通事業者への働きかけが必要です。

第1章 都市整備分野



- 高齢者、交通手段をもたない市民などを対象とした移動手段の確保が求められており、公共交通対策の充実が必要です。
- 合併処理浄化槽*の活用など、多角的な視点から本市の汚水処理の在り方を検討するとともに、公共下水道等の整備や下水道管きよの適切な維持管理を推進し、下水道事業の安定的な運営に取り組むことが必要です。
- 市内の法定外河川は、法定河川*を管理する国や東京都と連携し、河川の維持・保全を行っています。市が管理する河川のうち、主な河川については、近年の気候変動による影響を踏まえ、治水や利水、親水*機能や生態系*の保全を維持するため、河川整備の在り方を検討することが必要です。

基本方針

- 今後の交通需要等を注視しながら、都市計画道路*等の整備を推進し、駅周辺の整備や公共交通機関の利便性の向上、地域に適した公共交通の整備等に取り組みます。
- 安全で利便性の高い都市基盤の充実に向け、自動車の通行だけでなく、自転車や歩行者の通行にも配慮した道路整備を進めます。
- 安全で利便性の高い都市基盤の充実に向け、汚水処理の推進などに取り組みます。

施策の成果目標

項目	実績値	目標値
	令和2年度	令和8年度
都市計画道路*の整備率	68.8%	72.0%
舗装の修繕工事の延長	—	1,000m
市内全域の公共交通網の構築	未構築	構築又は構築の 目途が立っている
汚水処理人口普及率	96.5%	99.0% (令和7年度)



施策の内容

1 道路の整備

①道路の整備の推進

東京都における都市計画道路*の整備方針に基づく都市計画道路*の整備を推進します。また、面的整備などの手法も取り入れつつ、東京都と連携し、道路ネットワークの骨格形成を図ります。

②道路施設の整備・維持管理

安全で快適な通行空間を確保し、都市景観や防災性の向上を図るため、市道整備計画に基づき、道路施設の整備・維持管理を推進します。

③道路・橋りょうの維持管理・更新の推進

道路・橋りょうの長寿命化を図るため、道路舗装維持補修の優先順位や橋梁長寿命化計画に基づき、維持管理・更新を推進します。

2 交通体系の整備

①既存の公共交通の維持及び利便性の向上

既存の公共交通を可能な限り維持するため、交通需要の維持・拡大に向けた取組や交通不便地域対策を継続します。また、公共交通事業者への働きかけ等により、利便性の向上に努めます。

②地域公共交通ネットワークの形成に向けた公共交通対策の検討・推進

地域公共交通ネットワークの形成に向け、都市計画マスタープラン*、総合管理計画等との連動性を考慮しながら、公共交通優先検討区域*における実証実験等を通じて、地域公共交通計画の策定、公共交通空白地域*の解消などの公共交通対策に取り組みます。

③公共交通の利用に関する意識啓発

公共交通の維持・導入に当たっては、一定の交通需要が必要であることから、市民等を対象に、公共交通の利用促進に向けた意識啓発に取り組みます。

3 汚水処理による持続可能な公共水域の保全

①汚水処理の在り方の検討

公共下水道や合併処理浄化槽*の特性を検証の上、本市の汚水処理の在り方を検討します。

②下水道等整備事業の推進

下水道事業経営戦略等に基づく健全な公営企業としての運営の下、下水道等の整備事業を推進します。

③下水道施設の維持管理

下水道施設については、民間活力による維持管理を推進するとともに、ストックマネジメント計画に基づき計画的に更新します。

4 河川の整備

①河川の整備・維持管理

河川の維持・保全を継続するとともに、親水*や生態系*の保全を含めた治水・利水・河川環境の整備や保全の在り方について検討します。

